

第46号議案

府中市武蔵国府跡施設条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

府中市の市名の由来である武蔵国府跡を、適切に保存し誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐとともに、有効に活用することによりその魅力を発信し、もって市民の文化の向上に資するため、武蔵国府跡施設を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

府中市武蔵国府跡施設条例

(目的)

第1条 この条例は、府中市の市名の由来である武蔵国府跡を、適切に保存し誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐとともに、有効に活用することによりその魅力を発信し、もって市民の文化の向上に資するため、武蔵国府跡施設を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 武蔵国府跡施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 国衙跡保存展示施設 府中市宮町2丁目5番地
- (2) 国司館と家康御殿史跡広場 府中市本町1丁目14番地

(事業)

第3条 武蔵国府跡施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 武蔵国府跡の保存及び管理に関すること。
- (2) 武蔵国府跡に係る調査研究を踏まえた普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 武蔵国府跡に係る学習機会の提供に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、武蔵国府跡の有効な活用及び魅力の発信に資する活動に施設を供すること。

(施設の公開)

第4条 武蔵国府跡施設は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定を受けた史跡であることを踏まえ、原則として一般に公開し、その利用に供するものとする。

(休業日)

第5条 武蔵国府跡施設の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることが

できる。

(利用時間)

第6条 武蔵国府跡施設を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武蔵国府跡施設の利用を拒み、又は制限することができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備若しくはこれらに付属する器具又は資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(使用の許可)

第8条 国司館と家康御殿史跡広場（以下「史跡広場」という。）の一部又は全部を独占して使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用の許可に際して、史跡広場の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、史跡広場の使用条件を変更し、又は前条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上特に必要があるとき。

(使用料)

第10条 史跡広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長に対して使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 史跡広場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(特別の設備等の使用)

第13条 使用者は、史跡広場に特別の設備を設け、又は付属する器具以外の器具を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第14条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、史跡広場の使用を終了したとき、又は第9条第1号若しくは第2号の規定に該当して使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項に規定する義務を怠ったときは、使用者に代わって当該義務を履行し、その費用を使用者に負担させるものとする。

(損害賠償の義務)

第16条 武蔵国府跡施設の施設、設備若しくはこれらに付属する器具又は資料等を損傷し、又は滅失した者は、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売又は営業行為の禁止)

第17条 武蔵国府跡施設内においては、教育委員会の許可を受けずに物品を販売し、又は営業行為をしてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 史跡広場の使用の許可に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表（第10条）

史跡広場使用料

区分		午前 (9時～正午)	午後 (1時～5時)	全日 (午前9時～午後5時)	時間外 (1時間につき)
石畳エリア		円 14,400	円 19,200	円 38,400	円 4,800
芝生広場	全面	27,600	36,800	73,600	9,200
	ステージ周辺 エリア	7,800	10,400	20,800	2,600

備考

- 1 石畳エリアの一部を使用する場合の使用料は、50平方メートルにつき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 午前9時から午後5時までの時間内の使用 2,400円
 - (2) 前号に規定する時間外の使用 1時間につき300円
- 2 芝生広場の一部（ステージ周辺エリアを除く。）を使用する場合の使用料は、15平方メートルにつき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 午前9時から午後5時までの時間内の使用 800円
 - (2) 前号に規定する時間外の使用 1時間につき100円